

(4) 都道府県等が実施する指導監査の結果報告について

各都道府県等が実施する児童福祉施設等の指導監査の結果については、児童福祉施設等の適正な運営を確保するため、指導監査における指摘事項の傾向等を全国に情報提供し、今後の指導に活用していただくことを目的に、平成13年度分から当局総務課調整係へ提出していただくこととしており、様式等その報告内容等が決まり次第お知らせするのでご協力をお願いします。

7. 天皇家の慶祝に関する事業（行事）について

(1) 「親子よろこびの広場事業」の創設

○趣旨

乳幼児を抱える親とその子どもが気軽に集い、語り合い、交流を図り、育児相談を行う場を地域にモデル的に設置することにより、育児や子育てへの負担感の解消、子育てに夢や希望を持ち、安心して子育て・子育ちができる環境を整備。

○実施時期 平成13年度～

○実施主体 財団法人 こども未来財団

(2) 「親子なごみの家」の整備

○趣旨

小児ガンなどで遠隔地から長期入院している子どもの家族が、子どもの入院期間中、宿泊滞在できる施設を医療機関等に整備。

○実施時期 平成13年度(13年度第二次補正予算に計上)

○実施主体(貸付先) 都道府県、厚生労働大臣が適当と認める者
(市町村、病院開設者、財団法人など)

(3) 「子育て支援等に関する国際シンポジウム」の開催

① 「子育て支援に関する国際シンポジウム」

○趣旨

「子育て支援」を中心テーマとして、各国で先駆的に実施されている子育て支援の事例紹介や有識者との意見交換などを通じて我が国の子育て支援策の充実に資するとともに、広く国民的議論を展開していく契機とすることとする。

○実施時期 平成14年11月予定(14年度予算案に計上)

○実施主体 財団法人 こども未来財団

② 「母子保健・成育医療に関する国際シンポジウム」

○趣旨

国立成育医療センターが本年3月に開設されたのにあたり、国際的観点から母子保健・成育医療をテーマに国際シンポジウムを開催し、母子保健・成育医療の啓発・普及及び推進を図る。

○実施時期 平成14年6月下旬

- 実施場所 国立成育医療センター
- 実施主体 社会福祉法人 恩賜財団母子愛育会

(4)「子どもフェスティバル」(仮称)の実施

○趣旨

「ねんりんピック」開催時に併催されるイベントとして、「子どもフェスティバル」(仮称)を実施し、高齢者と子どものふれあい交流を図る。

- 実施時期 平成14年10月
- 実施主体 福島県(調整中)(「ねんりんピック開催県」)

(5)「記念イベント」等の開催

○趣旨

「こどもの国」(所在地:横浜市青葉区)において、①記念植樹、②記念絵本の作成③記念入園券の発行を実施。

- 実施時期 ①、②については平成13年12月22日～24日に実施済
③については平成14年1月2日より発行開始
- 実施主体 社会福祉法人 こどもの国協会

(6)「母子保健・成育医療フェロシップ事業」の実施

○趣旨

母子保健・成育医療に関する専門的技術の修得のため、海外への留学を行うことにより、母子保健・成育医療の推進を図る。

- 実施時期 平成14年度以降毎年実施
- 実施主体 国立成育医療センター(仮称)及び社会福祉法人恩賜財団母子愛育会
(国立成育医療センター(仮称)――国立病院・療養所の医師、母子愛育会――民間病院の医師)

(総務課関係資料)

(資料1)

14年度 厚生労働省(雇用均等・児童家庭局) 予算(案)について

安心して子どもを産み育て、意欲を持って働ける 社会環境の整備

少子化が急速に進展する中、我が国の社会を安定させ、経済を活力あるものにするためには、子どものしあわせを第一に考え、児童の健全育成を図るとともに、安心して子どもを産み育てることができ、また、女性がその能力を十分に発揮することができる社会環境を整備することが重要である。

このため、多様な子育てニーズに対応し、保育サービスや仕事と家庭の両立支援策等を拡充するための新エンゼルプランを積極的に推進して、子育て家庭を支援する。特に、保育所の待機児童ゼロ作戦の推進、放課後児童の受入れ体制の整備等を重点的に進める。

母子家庭等については、その自立を総合的に支援することとし、併せて児童扶養手当制度の見直しを行う。また、児童虐待防止対策や配偶者からの暴力(ドメスティック・バイオレンス)への対策を充実する。

さらに、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図る。

【主要事項】

1 保育をはじめとする子育て支援対策の充実	7,036億円
2 仕事と家庭の両立支援対策の推進	104億円
3 児童虐待防止対策の充実	32億円
4 配偶者からの暴力(ドメスティック・バイオレンス)への対応の充実	12億円
5 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保	17億円
6 総合的な母子家庭等対策の推進	2,692億円

	13年度予算額	14年度予算(案)	伸び率
局 合計	10,096億円	10,321億円	2.2%
児童福祉関係	9,946億円	10,185億円	2.4%
(内 特別会計)	315億円	343億円	8.9%
労働関係	150億円	136億円	▲9.3%
(内 特別会計)	130億円	117億円	▲10.0%
一般会計	9,651億円	9,861億円	2.2%
特別会計	445億円	460億円	3.4%

少子化対策・両立支援

平成14年度予算案

<企業>

働き方

「子育てと仕事の両立」

<市町村>

保 育

(4780億円)

<市町村・広域>

「すべての子どもの健全な育ち」

(138億円)

—地域における子育て支援—

(「子育て」「親育ち」を社会的にサポート)

- ・親支援(家庭支援)
- ・行政サービスとNPO等の組み合わせ

<都道府県>

「セーフティネット」

(900億円)

- ・虐待対応
- ・児童養護
- ・小児救急
- ・慢性疾患
- ・非行

<国>

基盤づくり、調査・研究、対応プログラム

合計 5818億円

(児童手当(1917億円)、児童扶養手当(2637億円)を除く)

平成14年度 厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 予算（案）の概要

主要事項

1. 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保
2. 仕事と家庭との両立支援対策の推進
3. パートタイム労働対策及び在宅就業対策の推進
4. 新エンゼルプランの着実な推進
5. 保育サービスの充実
6. 児童虐待防止対策の充実
7. 配偶者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）への対策の充実
8. 子育て家庭への支援等
9. 総合的な母子家庭等支援対策と児童扶養手当制度の見直し
10. 施設の整備・運営の充実

平成14年度 予算（案）	10,321億円
一般会計	9,861億円
特別会計	460億円

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保

平成13年度予算 平成14年度予算(案)
《1,831百万円 → 1,750百万円》

1 実質的な均等取扱いを確保するための行政指導の徹底 158百万円

男女雇用機会均等法に基づく雇用管理が実現されるよう法令の周知徹底を図り、採用・配置・昇進を中心とした実質的な均等取扱いを確保するための行政指導を展開する。

2 間接差別に関する検討 5百万円

実質的な男女の均等確保のため、いわゆる「間接差別」についての検討の場を設ける。

3 経営者団体と連携したポジティブ・アクション推進協議会の活動の拡充 17百万円

経営者団体と連携して、ポジティブ・アクションの取組を全国的に広く普及するため、地方における取組を強化することとし、都道府県レベルの地方推進協議会を設置する。

(新)4 企業におけるセクシュアルハラスメント相談担当者のためのテキスト等の開発・普及 10百万円

企業におけるセクシュアルハラスメントの相談担当者が相談に適切に対応できるようにするため事実確認の方法やカウンセリング手法等を盛り込んだテキスト、ビデオの開発・普及を行う。

5 ポジティブ・アクションとしての再就職モデル開発事業の推進 25百万円

再就職希望女性が能力発揮を望み、企業や社会のニーズも高い職業分野におけるカウンセリング技法及び能力開発プログラムを開発するとともに、これらを用いて高い職業能力を修得した女性の雇用を促進していく事業をモデル的に実施する。

仕事と家庭の両立支援対策の推進

平成13年度予算 平成14年度予算(案)
《10,426百万円 → 9,346百万円》

1 ファミリー・サポート・センター事業の拡大 3,494百万円

地域の子育て支援機能を強化するため、子育て中の労働者や主婦等を会員として、地域における育児の相互援助活動を行うファミリー・サポート・センターの設置を促進する。

182カ所 → 286カ所(本部)

2 家庭にやさしい企業(ファミリー・フレンドリー企業)の 一層の普及促進 2,628百万円

育児・介護を行う労働者が働き続けやすい環境の整備を図るため、育児両立支援奨励金(仮称)及び看護休暇制度導入奨励金(仮称)の創設、シンポジウムの開催、企業表彰の実施など「家庭にやさしい企業」の普及促進に総合的に取り組む。

パートタイム労働対策及び在宅就業対策の推進

平成13年度予算 平成14年度予算(案)
《2,679百万円 → 2,389百万円》

1 短時間労働者雇用管理改善等援助事業の推進 2,205百万円

短時間労働者の雇用管理の改善等を促進するため、短時間労働者雇用管理改善等助成金の支給(92団体、208事業所)、通常の労働者との均衡を考慮した雇用管理のための情報提供等、総合的な支援事業を実施する。

2 短時間労働者対策基本方針の改定などパートタイム労働対策の見直し 11百万円

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(パートタイム労働法)に基づき、短時間労働者の雇用管理の改善等の促進等に関する今後の施策の基本となるべき方針の改定を行うこととし、これに向けての検討を行う。

3 在宅就業対策の推進 57百万円

在宅就業を支援するため、自己診断システムによる在宅就業者の基礎的な能力の評価結果に係る情報や能力向上のための教育訓練制度情報などをインターネットにより提供する。

4 家内労働対策の推進 78百万円

家内労働者の労働条件の向上を図るため、家内労働法の周知徹底を図るとともに、最低工賃の決定及びその周知等、家内労働の実態に即した各種施策を推進する。また、いわゆる「インチキ内職」の被害防止のための啓発活動を行う。

新エンゼルプランの着実な推進

平成13年度予算 平成14年度予算(案)
 《3,153億円 → 3,304億円》

・平成12年度を初年度とする新エンゼルプラン ～16年度まで

	12年度	13年度	14年度予算(案)	16年度目標値
○低年齢児の受入れの拡大	59.8万人	61.8万人	64.4万人	68万人
○延長保育の推進	8,000か所	9,000か所	10,000か所	10,000か所
○休日保育の推進	100か所	200か所	450か所	300か所
○乳幼児健康支援一時預かりの推進	200市町村	275市町村	350市町村	500市町村
○多機能保育所等の整備	305か所 (11'補正 88か所) 計 393か所	298か所 (12'補正 88か所) 累計 779か所	268か所 (13'1次補正 83か所 13'2次補正案 76か所) 累計 1,206か所	累計 2,000か所
○地域子育て支援センターの整備	1,800か所	2,100か所	2,400か所	3,000か所
○一時保育の推進	1,800か所	2,500か所	3,500か所	3,000か所
○ファミリー・サポート・センターの整備	82か所	182か所	286か所	180か所
○放課後児童クラブの推進	9,500か所	10,000か所	10,800か所	11,500か所
○フリーフリー・テレフォン事業の整備	39都道府県	43都道府県	47都道府県	47都道府県
○再就職希望登録者支援事業の整備	24都道府県	33都道府県	47都道府県	47都道府県
○周産期医療ネットワークの整備	13都道府県	20都道府県	28都道府県	47都道府県
○小児救急医療支援の推進	240地区	240地区	300地区	(13年度) 360地区 (2次医療圏)
○不妊専門相談センターの整備	24か所	30か所	36か所	47か所

(注) 1. 待機児童ゼロ作戦を推進するため、14年度においては、保育所の受入れ児童数を4.8万人増加させることとしている。
 2. 多機能保育所等の整備の16年度目標値累計2,000か所については、少子化対策臨時特例交付金による計画数390か所を含む。

保育サービスの充実

平成13年度予算
《449,438百万円 → 平成14年度予算(案)
478,027百万円》

(1) 保育所待機児童ゼロ作戦の推進

- 保育所の受入れ児童数の増大 29,806 百万円
 - ・ 保育所運営費 (14,225百万円)
190.7万人 → 195.5万人(+4.8万人)
 - ・ 保育所緊急整備 (15,581百万円)

- (新)○ 送迎保育ステーション試行事業の創設 250 百万円

駅前等の利便性の高い場所において、保育所への送迎サービスや送迎先の保育所閉所後の集合型延長保育を実施。

- (新)○ 駅前保育サービス提供施設等設置促進事業の創設 60 百万円

駅前等の利便性の高い場所に保育サービス提供施設を設置する場合の準備経費を助成。

- (新)○ 認可化移行促進事業の創設 128 百万円

認可外保育施設の認可保育所への移行準備を支援。

- (新)○ 待機児童解消のための保育施策の推進等[構造改革特別要求] 134 百万円
 - ・ 待機児童解消のための先進的な保育施策の資料集の作成、都道府県、市町村、保育所等による協議会の開催、児童福祉法の改正を踏まえた認可外保育施設や保育士に関する広報啓発等を実施する。
 - ・ 主任児童委員に対して、保育や虐待の専門的研修を実施する。
 - ・ 保育施策等今後の子育て支援策等に関する基礎資料を得るため、子どもと親の置かれている状況や子育てに関する意識などの把握、分析等の調査研究を実施する。

- 家庭的保育事業の促進 1, 271 百万円
 - ・ 夜間型家庭的保育の創設
 - ・ 受入れ児童数の増(3人→補助者を配置する場合には5人)

(2) 多様な保育サービスの整備

- 延長保育の推進 27, 160 百万円
 - 9,000か所 → 10,000か所
 - ・ 7時間延長の創設
 - ・ 3～5人区分の創設(2時間延長以上)
- 休日保育の推進 225 百万円
 - 200か所 → 450か所
- 乳児保育促進等事業の推進 5, 126 百万円
 - 乳児保育促進事業
 - 3,500か所 → 4,500か所

(3) 在宅の乳幼児を含めた子育て支援の推進

- 地域子育て支援センターの整備の推進 3, 988 百万円
 - 2,100か所 → 2,400か所
- 一時保育の推進 2, 268 百万円
 - 2,500か所 → 3,500か所
 - 件数払い方式へ移行

(4) 認可外保育施設への対応

- ・ 認可化移行促進事業の創設(再掲)
- ・ 保育所体験特別事業の推進
- ・ 保育従事者研修事業の推進
- (新)・ 認可外保育施設等の職員の健康診断の実施(再掲)

児童虐待防止対策の充実

平成13年度予算
平成14年度予算(案)
《2,960百万円 → 3,204百万円》

(1)発生予防

- (新)○ つどいの広場事業の創設(65か所) 139 百万円
子育て中の親子に対する交流・つどいの場の提供。

(2)虐待の早期発見、早期対応に向けた体制の充実

- (新)○ 一時保護所(児童相談所)に主任児童指導員を配置 32 百万円
一定規模以上の一時保護所に主任児童指導員を配置。
- (新)○ 児童虐待対応機関の連携強化(20か所) 24 百万円
各地域において児童相談所や保健所等児童虐待に関連する機関が連携して対応するための独自のマニュアルを作成。
- 家庭訪問等身近な地域での支援事業の実施 246 百万円
- (新)・ 家庭訪問支援事業の創設 25 百万円
軽度な被虐待経験等の問題を抱える家庭に対し、訪問などによる育児相談・支援等を行う子ども家庭支援員制度を創設。
- ・ 児童家庭支援センターの拡充 221 百万円
児童家庭支援センターの設置要件を緩和するとともに、市町村事業としてモデル的に実施。(10か所)

(新)○ 児童委員の虐待防止活動への取組の促進 91 百万円
すべての児童委員を対象として、3年に1度の改選に当たり、虐待防止のための実践的な活動方法や技法を習得するための研修会を開催し、児童委員活動の質の向上を図る。

(3) 児童の保護と保護者等への指導体制の充実

○ 里親制度の充実 59 百万円

(新)・ 専門里親(仮称)の創設(10月実施) 34 百万円

被虐待児等に対する専門的な援助技術を持った専門里親に一定期間(2年以内)子どもの養育を委託することにより、早期の家庭復帰を目指す。

また、里親や児童養護施設などを利用して、一時的な休息のための援助(レスパイト・ケア)を行う。

(新)・ 里親支援事業の創設 25 百万円

研修の充実を図るとともに里親に対する養育相談を実施。

○ 被虐待児への個別対応職員の配置の拡充 736 百万円

虐待を受けて乳児院へ入所した乳児等をできるだけ早く家庭に帰し、家庭で適切な養育が受けられるよう、親等に対して育児指導・相談を専門的に行う職員を乳児院に配置。

配偶者からの暴力(ドメスティック・バイオレンス)への対策の充実

平成13年度予算 平成14年度予算(案)
 《 161百万円 → 1,174百万円》

- | | |
|--|---------|
| (1) 婦人相談所の機能強化 | 332 百万円 |
| (新)○ 婦人相談所による一時保護委託制度の創設
被害者の一時保護を婦人相談所の一時保護所以外にも一定の基準を満たす民間施設(民間シェルター)等に対し委託する制度を創設。 | 275 百万円 |
| (新)○ 休日及び夜間の相談体制の強化
電話相談員(非常勤)を配置し、休日・夜間の相談体制を強化。 | 38 百万円 |
| (新)○ 福祉事務所等関係機関とのネットワークの設置
連絡会議、ケース会議を開催し関係機関の連携を強化。 | 19 百万円 |
| 新(2) 一時保護所(婦人相談所)及び婦人保護施設への心理療法担当職員の配置
被害者への心のケア対策として、一時保護所(婦人相談所)や婦人保護施設に心理療法担当職員を配置。 | 66 百万円 |
| 新(3) 婦人相談所職員等への専門研修会の実施
婦人相談所、婦人保護施設、福祉事務所等において被害者の相談等に従事する職員に対し、配偶者からの暴力(ドメスティック・バイオレンス)に関する専門研修を実施。 | 2 百万円 |
| (4) 婦人相談所等関係機関マニュアルの作成 | 6 百万円 |

子育て家庭への支援等

平成13年度予算
《208,862百万円 → 平成14年度予算(案)
211,923百万円》

(1) 地域子育て支援

- つどいの広場事業の創設(再掲) 139 百万円
- (新)○ 子育てNPO等に対する支援の実施(文部科学省との連携施策) 25 百万円
子育てNPO指導者や子育てサークルリーダーの育成。
- 乳幼児健康支援一時預かり事業の推進 937 百万円
275市町村 → 350市町村
- 子育て支援短期利用事業の充実 128 百万円
ひとり親世帯の子育て支援の充実(低所得者世帯の利用料全額免除)。
- (新)○ 子育て支援策等に関する調査研究の推進(再掲) 22 百万円
(待機児童解消のための保育施策の推進等[構造改革特別要求])
保育施策等今後の子育て支援策等に関する基礎資料を得るため、子どもと親の置かれている状況や子育てに関する意識などの把握、分析等の調査研究を実施する。

(2) 母子保健体制の整備

- 周産期医療ネットワークの整備 188 百万円
20都道府県→28都道府県
母胎が危険な妊産婦や低出生体重児に適切な医療を提供するための一般の産科病院等と高次の医療機関との連携体制を確保。

○ 総合周産期母子医療センター運営費	18か所→26か所	455 百万円
○ 不妊専門相談センターの整備	30か所→36か所	106 百万円
○ 子ども家庭総合研究の充実		798 百万円
小児・周産期医療に携わる小児科・産婦人科医師の育成に関する調査研究、生涯を通じた女性の健康支援に関する調査研究を実施。		
(3)小児慢性特定疾患治療研究費		9,450 百万円
(4)児童の健全育成の推進		
○ 放課後児童健全育成事業の充実		6,880 百万円
大都市周辺部を中心に、放課後児童の受入れ体制を平成16年度までに全体として15,000か所とすることを目標に、国庫補助対象の放課後児童クラブを800か所増加させる。		
・ 放課後児童クラブ 10,000クラブ → 10,800クラブ		
・ 小規模クラブ(10人以上20人未満)に対する補助要件(過疎地等)の撤廃		
(新)・ 土日祝日開設加算の創設(学校週5日制の対応)		
(新)・ 放課後児童クラブ等の職員の健康診断の実施		
○ 民間児童厚生施設等活動推進事業費の充実		1,139 百万円
・ 児童福祉施設併設型民間児童館事業 26か所→45か所		
(5)児童手当国庫負担金		191,656 百万円

総合的な母子家庭等自立支援対策と児童扶養手当制度の見直し

平成13年度予算
平成14年度予算(案)
《269,214 百万円 → 269,214 百万円》

母子家庭等に対する介護人派遣事業や就労支援策等を充実するとともに、児童扶養手当制度については、就労等による収入の増加が総収入の増加につながるよう、所得額と手当額との関係や所得の範囲について見直しを行う。

また、母子家庭等の自立が一層促進されるよう、子育て・生活支援策、就労支援策、養育費確保策、経済的支援策などについて総合的に見直しを行い、次期通常国会に向けて法改正を検討する。

- | | |
|--|-----------|
| (1) 母子寡婦福祉貸付金の充実 | 4,970 百万円 |
| ○ 技能習得資金の一時貸付の充実 | |
| ○ 児童扶養資金の充実 | |
| (2) 母子家庭等の自立支援対策の充実 | 500 百万円 |
| ○ 母子家庭等の自立促進対策事業の充実 | 300 百万円 |
| ・ 就業支援対策事業の充実 | 150 百万円 |
| 就業支援員による職業カウンセリング等の実施。 | |
| (新)・ 母子家庭等就業支援センター・モデル事業の創設 | 78 百万円 |
| 就業相談からの技能講習、就業情報の提供等に至るまでの一貫した
就労支援サービスの実施。(10か所) | |
| ○ 母子家庭介護人派遣等事業の充実 | 200 百万円 |
| ・ 補助対象を市町村まで拡大 | |
| ・ 介護人派遣事業の補助単価の引き上げ等事業内容の充実 | |
| ・ ひとり親家庭支援事業(父子家庭支援事業の名称変更)の充実 | |

(3)児童扶養手当制度の見直し

263,744 百万円

○ 物価スライドの特例(平成14年4月実施)

平成13年の消費者物価指数の下落が見込まれるが、平成14年度の手当額は前年度と同額とする。

○ 所得制限等の見直し(平成14年8月実施) (参考1)

○ 事務取扱交付金の単価設定等

- ・ 福祉事務所設置市町村の単価 @1,430円(平成14年8月実施)
- ・ 適正化等事務費の拡充(補助対象を市等に拡大)

施設の整備・運営の充実

(1) 施設の整備(社会・援護局に一括計上)

平成13年度予算
《146,645百万円 → 平成14年度予算(案)
134,759百万円》

- 保育所緊急整備
 - 保育所施設整備の補助方式の拡大
公設民営による整備を図るため、社会福祉法人等に貸与することを目的として保育所を整備する場合の費用及び自治体がPFI選定事業者に貸与することを目的として保育所を整備する場合の買取費用についても、施設整備費の補助対象とする。
 - 情緒障害児短期治療施設の基準面積の改善 (1人当たりの面積28.6㎡ → 30.7㎡)
 - 婦人保護施設の基準面積の改善 (1人当たりの面積26.3㎡ → 35.4㎡)
 - 婦人相談所の基準面積の改善
(1施設当たりの面積330.6㎡ → 1人当たり面積30.9㎡ (定員20人の場合619.2㎡))
 - 子育て支援のための拠点施設の付設要件の緩和
- [注:各事項については、13年度補正により先行実施]

(2) 施設の運営

平成13年度予算
《454,675百万円 → 平成14年度予算(案)
472,162百万円》

- 保育所の受入れ児童数の増大(再掲)
保育所運営費 (14,225百万円)
190.7万人 → 195.5万人(+4.8万人)
- 婦人相談所による一時保護委託制度の創設(再掲)
- 一時保護所(婦人相談所)及び婦人保護施設への心理療法担当職員の配置(再掲)
- 専門里親(仮称)の創設(再掲)
専門里親及びレスパイト・ケアの創設
- 一時保護所(児童相談所)に主任児童指導員を配置(再掲)
- 乳児院への個別対応職員の配置(再掲)
- 入所児童処遇費の改善
里親手当、就職支度費等の改善

児童扶養手当制度の見直し（平成14年8月実施）

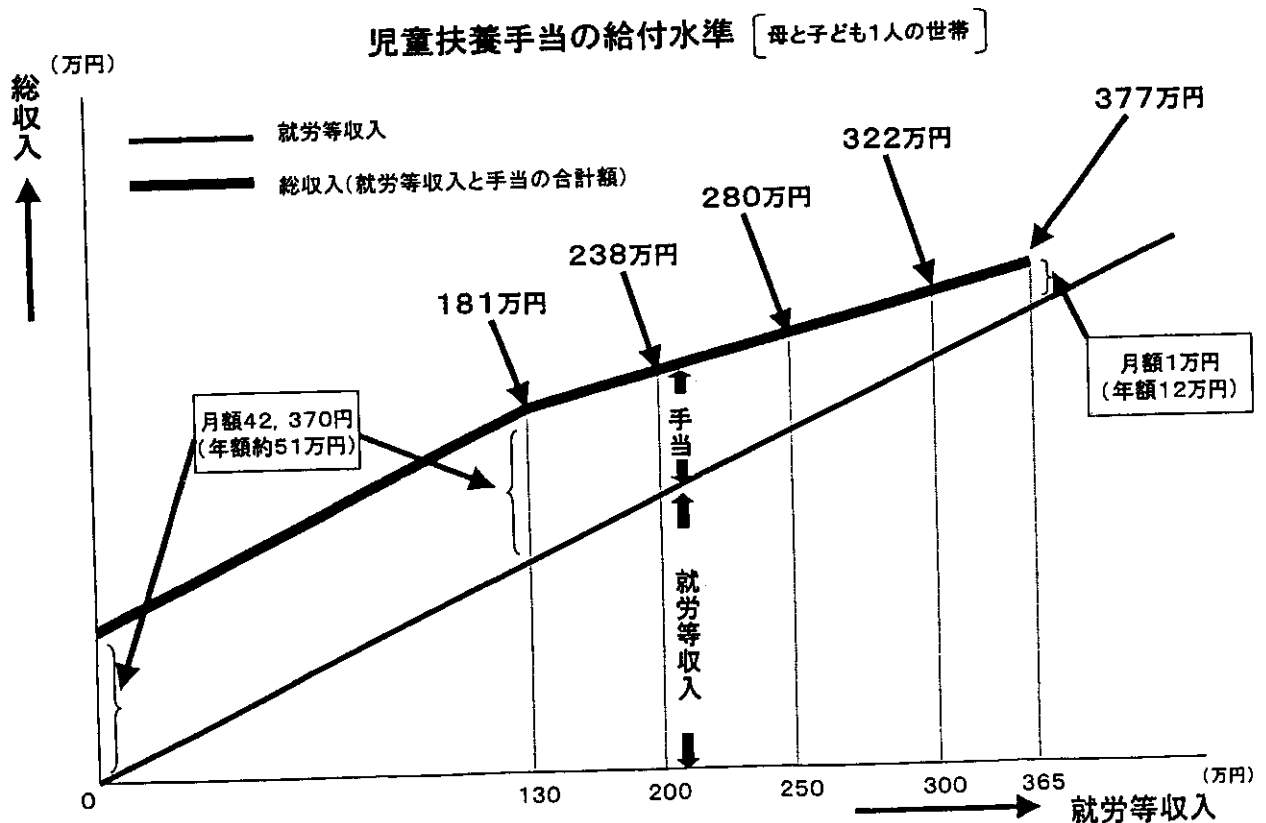
就労等による収入の増加が総収入の増加につながるよう、所得額と手当額との関係や所得の範囲について見直しを行う。

<本人（2人世帯）の場合>

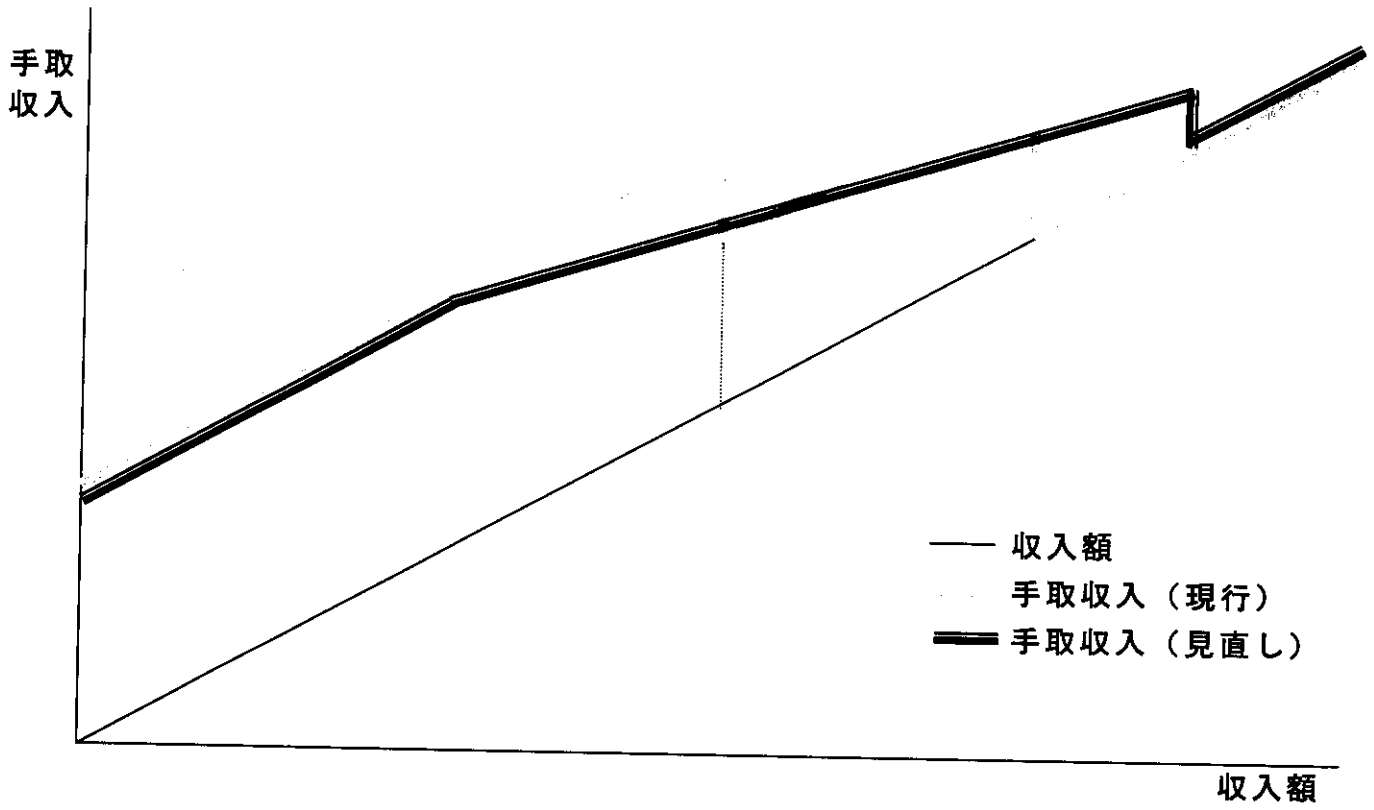
全部支給 42,370円（月額）

一部支給 就労等による年間収入額の増加に応じて手当額を加えた総収入額がなだらかに増加するよう、手当額を42,360円（月額）から10,000円（月額）まできめ細かく設定

※総収入が181万円までは手当を全部支給（月額42,370円、年額約51万円）
※総収入が181万円以上の場合には、就労等の収入が1万円増えるごとに総収入が8,000円弱程度増加するよう、手当額を42,360円から10,000円まできめ細かく設定。



【見直しのイメージ】



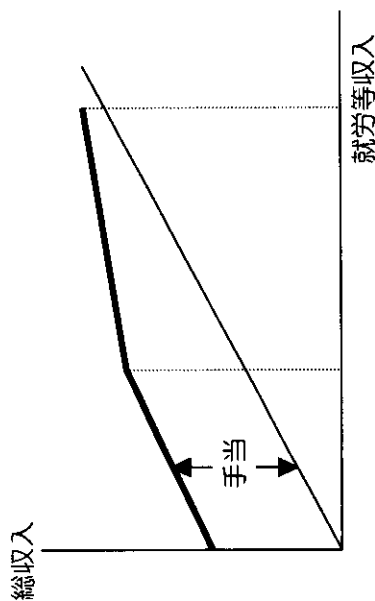
母子家庭等対策の実施時期一覧

平成14年度実施

(国会提出済予算、政令による措置)

児童扶養手当制度(8月実施)

- 所得額と手当額の関係や所得の範囲の見直し



母子寡婦福祉貸付金

- 技能習得資金の一時貸付の充実
- 児童扶養資金の充実(児童扶養手当法施行令の改正に伴う対象者の拡大)

平成15年度実施

(母子寡婦福祉法、児童扶養手当法、児童福祉法の一部改正とそれに基づく予算措置で実施)

子育て支援策

- 保育所の優先入所の法定化等

就労支援策

- 母子寡婦団体における就職情報の提供や無料職業紹介の実施等

養育費の確保

- 養育費支払いの責務の明確化等

母子寡婦福祉貸付金の拡充

- 児童本人に対する貸付を創設
- 児童扶養資金の減免制度の導入(14年度の改正に伴うもの)等

児童扶養手当制度の見直し

- 支給期間と手当額の関係の見直し
- 受給期間が5年を超える場合手当の一部支給停止
 - ・3歳未満の児童の養育への配慮
 - ・障害者など自立困難者への配慮
- 認定に係る請求期限の廃止等

施行5年後頃

- 平成15年度の法施行後5年後を目途に適用。そのための関係政令を3～4年後を目途に制定